

審査申出事件

審査申出人 泉佐野市長千代松大耕

相手方 総務大臣石田真敏

令和元年 8 月 2 日

国地方係争処理委員会 御中

再 反 論 書 3

審査申出人 泉佐野市長 千代松 大 耕

審査申出人代理人弁護士 高 階 貞 男

同弁護士 向 井 太 志

同弁護士 亀 山 元

頭書事件に関し、審査申出人の主張は、別紙の通りである。

(別紙)

本書面では、略語は、審査申出書及び答弁書記載のものを使用する。

一 本件告示2条3号の違法性について

第1 過去の適法行為を理由に不指定にする点等を内閣法制局等に隠していたこと

1 過去の募集行為を適正募集基準で考慮することは内閣法制局への説明資料では一切触れられていないこと

相手方から、内閣法制局に対してふるさと納税指定制度の導入に係る地方税法改正の内容を説明した資料（以下「本件説明資料」という。）が提出された。

総務省は、本件説明資料25頁において、「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」（適正募集基準）にかかる説明をしている。そこでは、適正募集基準の具体的な内容として、「いたずらに寄附を煽るような表現を用いずに募集すること」、「過大な費用をかけずに募集を行うこと」、「縁のある都市部住民への定期的な情報提供」という例が挙げられている。これは、審査申出人が再反論書14、15頁で主張している通りの、寄附金の募集を適正に実施するための募集方法についての技術的基準の具体例である（甲33の9頁）。

つまり、「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」という文言を素直に読めば、総務省が本件説明資料25頁で書いているような例の基準になるのである。

これに対し、本件説明資料25頁には、「改正法施行前に制度の趣旨に反する寄附金募集を行って、多額の寄附金を受領した地方団体は、不指定とする」という基準は、一切書かれていない。また、「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」というのは、ふるさと納税対象団体としての優遇を与えるか否かを審査する基準であるということも書かれていないし、他の地方団体の理解を得るための基準であるということも書かれていない。

2 過去の適法行為を理由に不指定にする点等を内閣法制局に隠していたこと

本件説明資料が作成されたのは平成31年1月25日であるが、相手方は遅くとも平成30年9月の時点では、改正法施行前の募集方法が制度の趣旨に反する

地方団体はふるさと納税対象地方団体から外すことを検討していたのであるから（乙26）、「改正法施行前に制度の趣旨に反する寄附金募集を行って、多額の寄附金を受領した地方団体は、不指定とする」という基準（後の本件2条3号）が、実際の運用に当たり大きな効果（地方団体を選別する効果）をもたらすことは、十分認識していたはずである。ところが、相手方は、肝心のこの基準について内閣法制局へ一切説明せず、内閣法制局に問題点を隠したまま審査を受けたのである。

「改正法施行前に制度の趣旨に反する寄附金募集を行って、多額の寄附金を受領した地方団体は、不指定とする」という基準は、本手続で問題となっている通り、①過去の適法行為を不利益に扱うことが許されるのか、②技術的助言に従わなかったことに対する不利益取扱いとなり、地方自治法247条3項に反するのではないか、③そもそも「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」という文言から逸脱するのではないか、④未来永劫にふるさと納税対象地方団体から排除することにならないか等、複数の点で法的問題がある。相手方は、これらの法的問題について内閣法制局から指摘されることを避けるために、「改正法施行前に制度の趣旨に反する寄附金募集を行って、多額の寄附金を受領した地方団体は、不指定とする」という基準を、敢えて説明しなかったと解されるのである。

この点、阿部名誉教授は、甲33の17頁で、「法律案は、内閣法制局へ提出され、その審査を受けて、閣議決定される。・・・総務省は、過去のことを理由に指定しないという告示が法律の授權の範囲内であると今もって主張するならば、内閣法制局にもそのように説明したのか、内閣法制局はどんな判断だったのか、内閣法制局に説明せずに、法律が成立してから勝手な告示を作ったのではないのか、それは内閣法制局迂回作戦ではないのか」と指摘する。この阿部名誉教授の指摘通り、相手方は、内閣法制局に説明せずに、改正法が成立してから「勝手な告示」（本件告示2条3号）を作ったと評さざるを得ない。

### 3 国会にも肝心の法的問題を説明していないこと

相手方は、内閣法制局に肝心の法的問題について説明しないまま、内閣法制局の審査を通り、閣議決定を得た。また、国会でもこれらの法的問題（①～④）に

については議論されていないのであり、相手方はこれらの法的問題についての議論を避けて、改正地方税法を成立させた。

なお、乙6の2記載の国会の議論でも、稲岡大臣官房審議官は、「指定基準の具体的内容につきましては現在検討中でございます」と答えているに過ぎないのであり、指定基準の具体的内容については議論されていない。

#### 4 小括

以上の通り、結局、本件告示2条3号については、内閣法制局でも、閣議でも、国会でも何ら審査を受けていないのであり、貴委員会が本件告示2条3号を審査した上で違法と判断することについて、何ら躊躇する必要はない（甲43の4頁）。

#### 5 内閣法制局とのやり取りを記載した文書の提出を求める

阿部名誉教授は、今回の提出資料（本件説明資料）だけでは、本件説明資料に対する内閣法制局の意見やそれに対する総務省の担当者の意見等が記載されておらず、本件説明資料に関する総務省と内閣法制局とのやり取りがわからない旨を指摘している（甲43の5頁）。阿部名誉教授の指摘は、正当である。

そこで、審査申出人は、相手方に対し、本件説明資料に関する総務省と内閣法制局とのやり取りがわかる文書（本件説明資料に対する内閣法制局の意見やそれに対する総務省の担当者の意見等が記載されているもの）の提出を求める。貴委員会からも、この文書を提出するよう相手方に求められたい。

## 第2 委任立法の逸脱

### 1 告示で定める限界を超えていること

相手方は、改正地方税法37条の2第2項において、適正募集基準は「総務大臣が定める基準」と規定する法律案を作成することにより、適正募集基準は政令ではなく、告示によって定めることを可能とした。相手方は、適正募集基準を政令事項としないことにより、内閣法制局で審査されることを避けたと考えられる（政令であれば内閣法制局で審査する）。

しかし、審査申出人が再反論書10頁で述べ、甲42（金子宏名誉教授の論

文)でも述べられている通り、告示への委任については、個別的・具体的委任でなければならないのであり、この点は、法律による政省令への委任よりもさらに厳格に考えなければならない。

阿部名誉教授は、甲33の27、28頁において、「『寄附金の募集の適正な実施に係る基準』をなぜ総務大臣の定める基準（告示）に委任したのか。それは単なる手続ではなく、実体的な要件であるから、少なくとも政令事項とすべきではなかったのか。そうすれば、内閣法制局で審査され、閣議決定を要する。適正募集基準を定める告示の内容には、ふるさと納税の趣旨（告示1条）でも、過去のふるさと納税のやり方を不指定事由とする点（告示2条3項）でも不合理である上に、適正募集基準は具体的な内容を定めていない（答弁書27頁）のであるから、政令事項とすれば、内閣法制局の審査の上修正された可能性が高い」と述べているが、正当である。

本件告示2条3号は、単なる技術的基準ではなく、過去の適法行為を不利益に取り扱うものであって、抽象的な要件が多く相手方に広い裁量権を与え、当該自治体にふるさと納税による優遇を与えるか否かを決定するという強力な権限を与えるものであるから、告示によって定める限界を超えている。本件告示2条3号は、委任立法による限界を超えており、法律による委任の範囲外である。本件告示2条3号が委任の範囲を超えていることについては、阿部名誉教授も甲33の5～17頁で述べている通りである。

## 2 「寄附金の募集の適正な実施」の文言解釈からも委任立法の逸脱が明らか

### (1) はじめに

以下の通り、「寄附金の募集の適正な実施」の文言解釈をしても、本件2条3号は、委任立法を逸脱していることは、明らかである。

### (2) 本件説明資料でも「寄附金の募集を適正に行う都道府県等」と説明している

以下の通り、本件説明資料でも、「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」というのは、「寄附金の募集を適正に行う都道府県等」を判定する基準と説明されている。

本件説明資料の22頁でも、「特例控除額の上乗せの対象を、寄附金の募集

を適正に行う都道府県等（総務大臣が指定）に対する寄附金に限定することとする」と記載されている。

また、本件説明資料の23頁でも、「今回の制度改革では、一定のルールの中で寄附の募集を適正に行う都道府県等を総務大臣が指定する方式により、特例控除額の上乗せの対象を限定することとする」と記載されている。

このように、総務省は、内閣法制局に対して、「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」というのは、「寄附金の募集を適正に行う都道府県等」を判定する基準と説明しているのである。「寄附金の募集を適正に行う」とは、「行った」とは記載されていないので、当然、改正地方税法施行後に、寄附金の募集を適正に行うという意味である。

乙29の平成31年度税制改正大綱（自由民主党及び公明党作成）にも、適正募集基準は、「寄附金の募集を適正に実施する都道府県等」と記載されている（乙29の40頁）。相手方は、内閣にも、国会議員にも、「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」とは、「寄附金の募集を適正に行う都道府県等」を判定する基準であると説明して、改正地方税法について閣議及び国会を通してしているのである（甲33の14～17頁）。

「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」とは、文言を素直に読めば、相手方も内閣及び国会に説明している通り、「寄附金の募集を適正に行う都道府県等」を判定する基準であり、「寄附金の募集を適正に行う」とは、文言上、改正地方税法施行後に、寄附金の募集を適正に行うという意味である。つまり、この基準は、改正法施行前に新制度の基準を遵守していたか否かを問う基準ではないことが明らかである。「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」の文言から考えても、国会の審議から見ても（甲33の14～17頁）、改正法施行「前」に新制度の基準を遵守していたか否かを問うている本件告示2条3号は、法律による委任の範囲を外れている。

なお、相手方は、陳述書2頁において、乙29の7頁に、「ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度

の趣旨を歪めているような地方公共団体については、ふるさと納税の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う」と記述されていることから、「過去」の事実を考慮することが想定されていたと主張している。しかし、相手方の主張は、失当である。乙29の記述は、「一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため」に制度の見直しを行うという意味であり、「一定のルール」は改正地方税法で初めて導入されたものであるので、「地域活性化」を図るのも、「過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような地方公共団体については、ふるさと納税の対象外にすることができる」のも、「改正地方税法施行後」の行為を対象にしていることは、明らかである。

また、過去の実績を根拠に指定しないことを法が予定しているのであれば、それは改正法の条文に現れているはずであるが、改正法には過去の実績なるものを根拠に指定しないという条文、文言はないのである。

### (3) 改正法の趣旨は「改正法施行後」の地域活性化等であること

本件説明資料22頁では、「見直しの基本的な考え方」が記載されており、その中の「特例控除額の上乗せ措置による政策目標」には、「上記のとおり一定の基準に適合する都道府県等に対する寄附金について、特例控除額の上乗せを認めることにより、各都道府県等は、適正に、自ら財源を確保するための募集を行い、当該財源により地域の活性化に寄与する施策など様々な施策を実施することとなる。」，「見直し後の『ふるさと納税』において、特例控除額の上乗せの対象となる指定された都道府県等が、一定のルールの中で寄附の募集を行うことで、各都道府県等が創意工夫を図り、寄附金を活用した取組について切磋琢磨することが期待される。」，「このことにより、全国各地における地域の活性化、住民の福祉の増進等に繋がっていくことが、『ふるさと納税』の目的である。」と記載されている。

この本件説明資料22頁に記載されている「特例控除額の上乗せ措置による政策目標」，すなわち、地方税法の改正の「趣旨」は、極めてまともである。つまり、適正に募集を行う地方団体をふるさと納税の対象地方団体とし、一定

のルールの中で寄附の募集をすることで、地方団体が切磋琢磨し、地域の活性化、住民の福祉の増進を図るというのである。ここでいう「適正に、自ら財源を確保するための募集を行い」というのは勿論「改正地方税法施行後」のことであり、「切磋琢磨」するのも、「地域の活性化、住民の福祉の増進を図る」のも、当然、「改正地方税法施行後」のことである。

このことからわかる通り、総務省が本件説明資料で内閣法制局に説明をした「特例控除額の上乗せ措置による政策目標」、すなわち、地方税法の改正の趣旨には、相手方が本手続で改正の趣旨として主張している点が含まれていない。すなわち、相手方は、改正の趣旨は、過去に「ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により著しく多額の寄附金を受けた地方団体に対してふるさと納税制度による優遇を付与しないことにする」（答弁書41頁）、過去に「ふるさと納税制度の趣旨を理解せず、制度趣旨に反する方法で著しく多額の寄附金を集めた地方団体をふるさと納税制度という優遇税制の対象としないことにより、他の健全な運用を行った地方団体との公平性を確保して、他の地方団体の理解を得ながら、同制度の健全な運用を実現する」（再答弁書6頁）という点であると主張している。つまり、過去の募集方法を根拠にふるさと納税の優遇を付与すること及びそれによって他の地方団体の理解を得ることが、改正の趣旨に含まれると主張しているのである。しかし、これらの点は、本件説明資料で記載されている改正の趣旨には、全く入っていないのである。

総務省が本件説明資料で内閣法制局に説明をしている改正の趣旨は、審査申出人が改正の趣旨として主張している、「地方団体が行う募集の方法について一定の客観的ルールを設けることにより、**改正地方税法施行後に**、ふるさと納税制度の健全な発展を実現すること」とほぼ同じものである（再反論書16頁）。法律の文言通りに理解すれば、このような趣旨に解されるのは、当然である。

このように、改正地方税法は、総務省も本件説明資料で自ら認めている通り、「**改正地方税法施行後の**適正な募集方法を実現し、地方団体が切磋琢磨することにより地域の活性化等を図ること」を目的としているのである。「改正前に



新制度の規制を遵守していたか否か」を考慮するとは、本件説明資料にも全く書いていないし、本件説明資料記載の「政策目標」（趣旨）からもおよそかけ離れている。

総務省は、本件説明資料では、改正地方税法の趣旨として、「改正地方税法施行後の適正な募集方法を実現し、地方団体が切磋琢磨することにより地域の活性化等を図ること」を記載しておきながら、本手続では、本件告示2条3号の違法性を問われた途端に、過去の実績を考慮してふるさと納税による優遇を付与することや、他の地方団体の理解を得ることが改正の趣旨に含まれているという、本件説明資料には存在しなかった説明をし始めるのであり、本来の改正法の趣旨ではない趣旨を付け足している。

本件告示2条3号は、そもそも改正の趣旨から逸脱しているのである。

### 3 小括

既に本件告示2条3号は委任立法の限界を超えていることは主張立証しているが（反論書2～7頁，再反論書2～19頁，甲33，甲41），更に本件説明資料を見ても、以上の通り，本件2条3号は，委任立法を逸脱していることは，明らかである。

## 第3 本件告示2条3号は相手方に著しく広い裁量を与えていること

### 1 過去の実績で不指定とすると新制度施行後に違反した場合と比較して不均衡であることは明白であること

相手方は、意見陳述において、本件告示2条3号は未来永劫に泉佐野市を不指定とするものではなく、年数が経過すれば、対象となる期間が延びる結果、「著しく多額」の要件から外れると述べた。つまり、例えば、本件不指定の場合は、平成30年11月1日から同年3月31日までの約5か月間が本件告示2条3号の対象期間となるが、令和2年度の申出は、平成30年11月1日から令和2年7月（甲25参照）までの約1年8か月が本件告示2条3号の対象期間となり、令和10年度の申出は、平成30年11月1日から令和10年7月までの約9年8か月が本件告示2条3号の対象期間となるということである。

しかし、例えば、平成30年11月1日から同年3月31日までの5か月間で泉佐野市が受領した寄附額は、合計約332億円である。

今回、相手方は、乙37の2を根拠にして、返礼割合3割以下かつ地場産品の返礼品を提供して募集を行った地方団体の平成30年度1年間の寄附金額は、最大でも年間50億円であったとして、50億円超を「著しく多額」とした（甲16の3枚目）。

仮に1年間で50億円が今後の最大の寄附額として推移したとすると、332億円を上回るまで7年かかることになり、その間不指定ということになってしまう。

しかし、令和元年6月1日以降に、返礼割合3割以下基準、地場産品基準及び適正募集基準に適合しなくなり指定を取り消された地方団体は、2年間指定を受けられないと法定されている（改正地方税法37条の2第4項）。つまり、新制度施行後に返礼割合3割以下基準等に違反して取り消された地方団体は2年後には指定を受けられる道がある。ところが、新制度施行前に、その時点では法定もされていない返礼割合3割以下基準等に違反した場合には、7年も不指定になるということであれば、その不均衡は明らかである。

しかも、この7年以上という期間も法律に規定されたものではなく、相手方が7年以上経てば指定してくれるという保障はどこにもない。

## 2 復権ルールがない等相手方の恣意的裁量に委ねることは違法であること

また、そもそも、1年間で50億円を「著しく多額」の基準とするということが相手方から明示されているわけではなく、相手方は、意見陳述において、毎年各地方団体から「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書」を受領して集計してからでないと「著しく多額」の基準となる金額は出せないと説明した。本件告示2条3号の要件は抽象的であって、これらの要件の判断基準は、法定されているものではなく、結局は、本件告示2条3号の該当性は、相手方の胸先三寸で決まってしまうということである。

この点に関し、阿部名誉教授は、以下のように指弾している。すなわち、「前科でさえ抹消の制度（刑の言渡しの効力の消滅、刑法34条の2）があるのであ

る。保険医の登録が抹消されても、5年経てば再登録の道がある（健康保険法71条2項1号）。悪質な違反で免許が取り消されても、一生ではなく、最長10年経つと再免許を得ることができる（道路交通法90条9、10項、103条7、8項）。そして、それは法制度として、法律に明示されている。そこで、仮に総務省のように過去の行動を理由に優遇措置を否定するという考え方が成り立つ場合があるとしても、そのこと自体を法律に明示するほか、いつになったら、どれだけのことをすれば、他の地方団体と同じく優遇措置を得られるのかについて、法制度として明示しなければならない。そして、それは合理的な立法裁量の範囲内でしか行うことができない。しかし、そのような法制度は構築されていない。それでは、いつから優遇措置が得られるのかは、総務省の恣意的判断に委ねられることになる。これでは、自治権を保障された地方公共団体に対する関与の限界を超える。したがって、これは地方自治法の体系に反し、ひいては、憲法92条の地方自治の本旨を侵害することになる。」と述べている。阿部名誉教授のこの指摘は、実を射ている。

このように、法施行前の行為を理由にした指定禁止の期間、その復権の要件は法律で決められておらず、本件告示2条3号を適法とすると、法施行前の行為を理由にした指定禁止の期間及び復権の要件は、相手方の著しく広い裁量に委ねられてしまうのである。この点につき、佐藤教授は、本件告示2条3号に該当せず不指定となった地方団体が、「ふるさと納税制度を正しく理解し他の地方団体の理解を得た」場合には、復権できると解しているようであるが（乙55の12頁）、この点に関し、阿部名誉教授は、以下のように論じている。「これは、恐ろしい制度である。『ふるさと納税制度を正しく理解し、他の地方団体の理解を得る』という要件は全く不明確であるし、法的判断になじむものとも思われない。そのような判断権を総務省に与えるのは、その恣意的裁量に任せたと同じで、佐藤意見書が強調する租税法律主義から導かれる前記の委任立法の基準からは明白に違法である」と述べている（甲41の11頁）。また、阿部名誉教授は、「指定を取り消された地方団体は、2年間指定を受けられないと法定されているので、指定された後、取消事由を生じても、2年後には指定される道があるのに、新制

度発効前に、ふるさと納税の制度の趣旨に合わない行動をしたと評価されて指定されない地方団体には、復権ルールを規定しないで、総務省の恣意的裁量に任せるのは、およそ不均衡であって、この点でも、この制度は支離滅裂である。」と述べている。これらの阿部名誉教授の意見は、誠に正当である。

以上の通り、指定禁止期間や復権ルールを定めることなく、指定禁止期間及び復権について相手方の著しく広い裁量に委ねる本件告示2条3号は、委任立法の限界を超えており、違法である。

また、このように相手方に著しく広い裁量を委ねることを肯定するのであれば、それは白紙委任を認めることになる。白紙委任を認めるのであれば、「寄附金の募集の適正な実施に係る基準」の設定を委任した改正地方税法37条の2第2項は、租税法律主義を定めた憲法84条に違反し、違憲無効である（再反論書の第4）。

### 3 長期間指定しないことは過度なペナルティとなること

本件説明資料37頁には、指定禁止期間を規定することは、指定を取り消された都道府県等がふるさと納税制度全体に悪影響を及ぼしたことに対するペナルティとしての側面があると記載されており、総務省は、指定禁止をペナルティとして自覚している。また、総務省は、本件説明資料37頁において、指定を取り消された都道府県等について長期間指定しないとすると、当該都道府県に対し過度なペナルティを負わせることになり、適切ではないと考えられると述べ、その上で、指定禁止期間を2年としている。

また、本件説明資料23頁では、「上乗せ控除の対象としない都道府県等を指定することは、過度な返礼品送付を行っている都道府県等に対するペナルティとしての制度を設計することとなり、唐突に指定された都道府県等に対して、不利益を生じさせる措置を講じる制度とすることは、手続保障の面から課題が多いのではないかとの課題がある」と記述されている。上乗せ控除の対象としない地方団体を指定するのか、上乗せ控除の対象とする地方団体を指定するのかというのは、どちらでもふるさと納税対象団体にならなかった地方団体の不利益は同じであり、本質的な差はない。結局、今回の改正法のように、上乗せ

控除の対象とする地方団体を指定する場合であっても、指定されなかった地方団体について手続保障が必要であることは、明らかであり、総務省もそれを自覚していた（甲43の3頁）。

このように、総務省自身が、2年を超えるような長期間の不指定については過度なペナルティとなり適切ではないこと、指定されなかった地方団体について手続保障をする必要があることを、認めているのである。この点から考えても、改正法施行前の適法行為を理由に2年以上の期間を指定禁止とすること及びその復権ルールが法定されておらず復権は相手方の恣意的裁量に委ねられていること（手続保障がないこと）は、改正法施行後に基準違反をした場合と比較して不均衡であり、不合理である。本件告示2条3号が、委任立法の限界を超えていることは、明らかである。

#### **第4 地方自治法247条3項違反について事前には検討していなかったこと**

相手方は、令和元年7月24日の意見陳述において、本件告示2条3号を設定する前に、地方自治法247条違反になるか否かを検討したかと委員に問われ、縷々述べていたが、結局、検討したとは回答しなかった。相手方が、本件告示2条3号を設定する前に、地方自治法247条3項違反になるか否かを検討していなかったことは、もはや明らかである。

相手方が本件告示2条3号の「地方自治法247条3項違反」を十分に検討していなかったからこそ、地方自治法247条3項違反となるような本件告示2条3号が設定されてしまったのである。

#### **第5 改正地方税法施行前の泉佐野市の行為は法令違反ではなく、適法であった行為を理由に不利益に扱うことは許されないこと**

相手方は、令和元年7月24日の意見陳述において、改正地方税法施行前の泉佐野市の寄附金募集行為は法令違反かと委員に問われて、縷々述べていたが、結局、「法令違反ではない」と回答した。つまり、改正地方税法施行前の泉佐野市の行為について完全に「適法であった」ことを、相手方は認めたのである。しかも泉佐野市が

法改正前に行っていた行為は、一見明白に正義に反していて違法だなどと言い切れる類のものでなく、むしろ解釈次第では十分に合理的で正当な活動だといえるものであった。

同じ法律の同じ制度の中で、昨日まで適法だとされていた行為が、今日から違法になったという場合に、昨日まで適法だったときの行為を不利益に取り扱うことの不合理性、不当性は、明らかだといえる。

## 第6 返礼品を「提供しない」と申し出た泉佐野市に対して「提供する」前提で不指定にしたことは明白な誤りであること

相手方は、令和元年7月24日の意見陳述において、「ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出」で返礼品を「提供しない」とした地方団体が、「提供する」に変更する場合、どのような手続きが予定されているかと委員に問われ、改正地方税法37条の2第5項の手続きを経て、変更することが予定されていると答えた。つまり、返礼品を「提供しない」と申し出た後に、「提供する」に変更することは手続上可能なのである。甲27の「4. その他」のQ4、A4の内容は、正しかったのである。

返礼品を「提供しない」と申し出た地方団体が「提供する」に変更をした場合、その際に、「提供する」地方団体が満たすべき基準（返礼割合3割以下基準及び地場産品基準）の適合性について、相手方が審査し判断することが予定されているのである。そうだとすれば、今回、相手方が泉佐野市に対して行ったように、「提供しない」と申し出た地方団体に対して、「提供する」の基準を満たしていないとして不指定にすることは、不意打ちでもあり、極めて不合理である。「提供しない」と申し出た地方団体が後に返礼品を提供していたことが判明した場合には、指定の取消しをすれば良い（改正後の地方税法37条の2第6項）。返礼品を「提供する」地方団体が満たすべき基準の該当性については、「提供しない」と申し出た地方団体が後に「提供する」と申し出てきたときに改めて審査をすれば足りるのである。

本件説明資料36頁にも、「総務大臣が指定の際に判断するのは、都道府県等が申出を行う際に示した募集基準・ルールの基準適合性である」と記載されている。つま

り、「提供しない」と申し出てきた地方団体については適正募集基準の該当性が問題となり、「提供する」と申し出てきた地方団体については適正募集基準、返礼割合3割基準及び地場産品基準の適合性が問題となるのである。このことは、総務省自らが作成した本件説明資料からも明らかなのである。

泉佐野市は、返礼品を「提供しない」として指定を申し出たのであるから（甲17）、後に「提供する」と申し出たときに「提供する」基準を満たすかどうかを審査すべきであり、今回の甲17の申出に対しては返礼品を「提供しない」という前提で審査をしなければならない。本件不指定は、返礼品を「提供しない」という泉佐野市の申出を無視しており、考慮すべきことを考慮しなかった違法がある（再反論書28、29頁。甲33の22、23頁）。

以上の通り、相手方が、泉佐野市が返礼品を「提供する」ということを前提に本件不指定をしたことは、明白な誤りである。

## 二 泉佐野市は本件告示2条3号に該当すること（予備的主張）

### 第1 はじめに

万一仮に本件告示2条3号が適法であったとしても、「泉佐野市は、本件告示2条3号に該当し、ふるさと納税対象地方団体として指定されるべきであること」を予備的に主張する。

なお、従前、審査申出人が、泉佐野市は本件告示2条3号に該当しないと主張していた部分は、本件告示2条3号の「趣旨に反する」等の要件に該当しないという意味である。本件告示2条3号は、ふるさと納税の対象地方団体となるための要件として、「平成30年11月1日から申出までの間に、ふるさと納税制度の趣旨に反する方法により寄附金の募集を行い、著しく多額の寄附金を受領した地方団体でないこと」を定めているので、正確には、泉佐野市は本件告示2条3号に該当することになる。

以下では、相手方の再答弁書の第8（19頁以下）に対して、これまでに反論していない点について、反論する。

## 第2 ふるさと納税の寄附金募集について創意工夫をし努力してきたこと

これまで主張してきた通り、泉佐野市は、ふるさと納税の寄附金募集について創意工夫をし努力をしてきたのであり、これは、「地方自治体が国民に取組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと」というふるさと納税制度の趣旨に沿うものである。

そして、泉佐野市がふるさと納税の寄附金募集に力を入れるようになった経緯は、以下の通りである。

すなわち、泉佐野市は、平成20年度決算をもって、財政健全化法に基づく財政健全化団体となったことから、平成22年2月には法に基づく財政健全化計画を策定、その後、平成23年12月には健全化の速度を加速させるため、財政健全化計画の実施計画として位置付けた財政健全化実施プランを策定し、自主的な健全化の取組みを確実に実行してきた。その結果、泉佐野市は、平成25年度決算をもって財政健全化団体から脱却できた。

この間、歳入面では市税等の徴収強化の取組み、法定外税（空港連絡橋利用税）の課税開始、遊休財産の積極的な売却のほか、ネーミングライツを始めとする税外収入の確保に努めてきた。

一方、歳出面でも職員定数の削減、特別職及び一般職給与の削減、特殊勤務手当の廃止、委員等報酬の削減、公共施設の統廃合、事務事業の見直しなど経費削減に努めてきた。

国は本来、財政健全化団体から脱却後も引き続き、財政の健全化に取り組んでいる泉佐野市を支援する立場である。ところが、国からの支援もなく、泉佐野市は自主再建の道を歩んできたのである。その中で、泉佐野市は、ふるさと納税に着目し、寄附金募集に力を入れてきたのである。

泉佐野市には、いわゆる人気の高い地場産品はないが、地元業者と担当職員が協力し、アイデアを出し合い、地元経済を活性化しつつ、寄附者にも喜んでもらえる返礼品を拡充してきたのである。

## 第3 ピーチポイントを返礼品とすることは制度の趣旨に反しないこと

### 1 ピーチポイントの提供により関西空港の利用が促進されたこと



相手方は、ピーチポイントの提供と、関西国際空港の利用促進には、必ずしも相関関係が認められないと主張している。

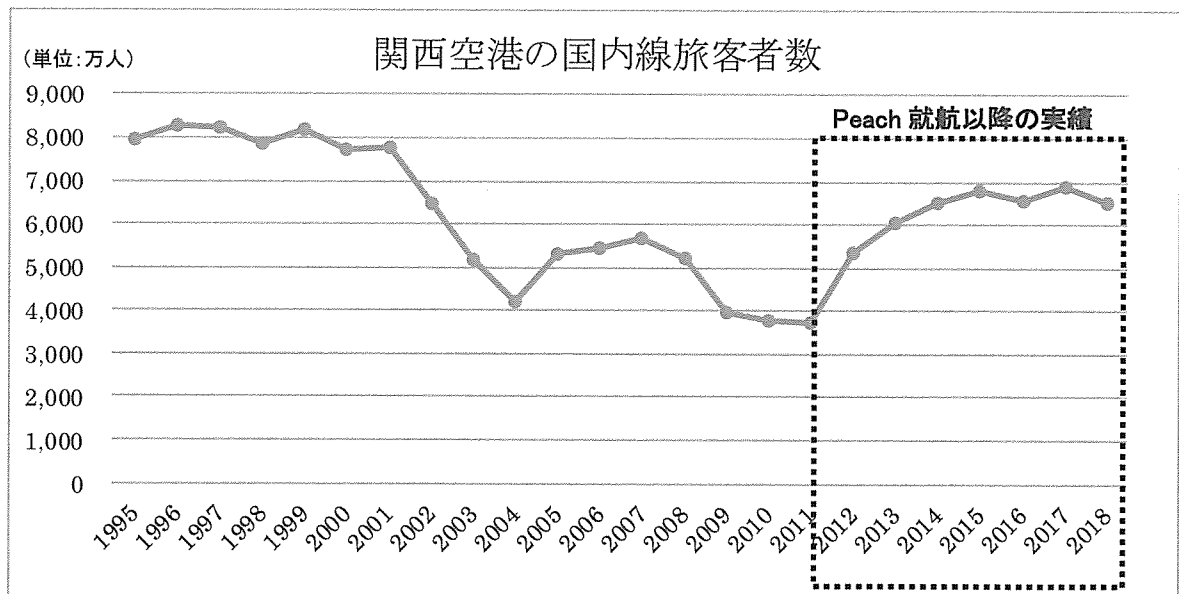
しかし、まずこの相手方の主張は、低迷する関西空港を活性化させるという地域問題について、地元企業と自治体が共に手を携え、ひたむきに問題解決に挑戦してきた取組みを否定するものである。このような総務省の無理解が、ふるさと納税を巡る混乱を引き起こしたものととっても過言ではない。

そもそも関西空港にインバウンド効果をもたらしたのは、Peach であることは周知の事実である。平成24年、LCC3社（エアアジア、ジェットスター、Peach）が次々と日本の空に参入したが、Peach 以外の2社は成田空港を拠点としたところ、Peach だけは関西空港のポテンシャルを信じ、唯一関西空港を拠点とした。今でこそLCCは航空インフラとしての地位を確立しているが、当時、関東（成田空港）ではなかなか受け入れられず、エアアジア、ジェットスターが苦戦する中、関西空港のポテンシャルを信じ、専門家からも絶対に成功しないと言われていたLCCの関西空港ベースを成功に導いたのがPeachであった。その後、関西空港がLCCとの相性が良いことを理解した他のLCC各社は、続々と関西空港に参入し、平成27年頃からインバウンド効果が関西空港の外国人出入国者数を押し上げてきた。このように、Peach の関西空港就航が無ければ、いまの関西空港の好調は無かったととっても過言ではない。また、ピーチポイントに取組み始めた頃の関西空港におけるインバウンド効果はまだ限定的で、次々と就航するPeach の国内路線が関西空港全体の7割を占め、好調の大きな要因となっていた。

また、ピーチポイントの取組みの効果は少なからずあったものとPeach の社内でも認識されている。当時、営業本部の部長だった大森研治氏は、「Peach は、就航当初より20代、30代の女性をターゲットにしていたため機内は若い女性で溢れていたが、ふるさと納税（ピーチポイント）の取組みをするようになってから、少し年齢層の高い利用者が増えてきた印象がある。これは、ふるさと納税の取組みで利用者の幅が広がったものかも知れない」と評価している。ピーチポイントに取組んだ頃のふるさと納税の利用者層は40代以上が多いと言われてい

たので、ふるさと納税におけるピーチポイントの取組みが Peach の利用者層を広げていったものと考えられる。

また、Peach は、外国人だけが利用している訳ではない。前述したとおり、関西空港の国内路線における Peach 便のシェアは、ピークで7割、現在でも約6割ある。現在は、インバウンド効果で好調の関西空港であるが、インバウンドといっても中国、韓国、台湾、香港を中心とする極東アジアの旅行客が中心であるため、特に中国、韓国などは、政治的リスクなど様々なリスクを抱えており、国内線と国際線のバランスを適切に取り経営を安定させることも必要である。ピーチポイントの取組みで Peach を利用する者は、100%アウトバウンドの利用者なのでイベントリスクの影響も少なく、あったとしても渡航地を変更するだけなので Peach を利用し関西空港を利用することに変わりがないため経営の安定化に一役買っていたともいえる。



注：2018年は、台風被害により、一定期間空港が閉鎖されたことによる影響あり。

また、ピーチポイントの取組みは、関西空港だけではなく、関西空港から全国の就航地（札幌、釧路、仙台、新潟、成田、愛媛、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄、石垣島）を訪れることにより、交流人口を増やし就航地域に経済効果をもたらしており、他の地方にも波及効果をもたらしているといえるため、この点においても地域活性化というふるさと納税の趣旨に沿った取組みといえる。

そもそもピーチポイントの取組みは、誰も見向きもしなかった関西空港（泉佐野市内）に本社を置いてくれたうえに、低迷する関西空港に明るい兆しをもたらしてくれた Peach のチャレンジを応援するために取組んだものである。

さらには、市議会も応援する「まちの誇り」と言っても過言ではない取組みを否定する総務省の無理解な態度が、多くの地域でふるさと納税の返礼品について様々な問題や不満が噴出している原因になっており、総務省は、姿勢を正し、一方的な見解で規制を地方に押し付けるのではなく、広く多くの意見に耳を傾け、議論していくことで制度をより良いものにしていくことが必要であると考えます。

## 2 ピーチポイントは地場産品であること

### (1) ピーチポイントは地場産品であること

相手方は、「ピーチポイントを返礼品として提供することの問題点は、それがピーチ航空の運賃や料金、これらに付随する税金や手数料の全額又は一部の支払に充てることができることから、金銭類似の性質を有するのみならず、対象となる便が、必ずしも関西国際空港発着便に限られていないが故に、地場産品に該当しないというところにある。」と主張する。

まず、「金銭類似性の性質を有する」とあるが、総務大臣通知で規制されていたのは「金銭類似性の高いもの」（甲11）なので、ピーチポイントは、Peach の航空券の購入（及びそれに付随する料金及び税金）にしか利用できないので、多少金銭類似の性質は有するものの、他のポイントのように何でも購入できるものではないため、日にち指定の無いオープンの航空券を渡しているのと何ら変わらず、金銭類似性はむしろ低いといえる。

また、前述したとおり、ピーチポイントの取組みは、低迷する関西空港の活性化に明るい兆しをもたらしてくれた Peach のチャレンジを応援するものであり、また Peach は泉佐野市内に本社（本社登記は、平成24年から現在まで「泉佐野市空港北1」に置く。）を置く会社（キャパの問題で現在は一時的に田尻町に本社機能を置くが、令和元年8月には本社機能を泉佐野市内に移転予定）であることから、地域問題の解決に資するピーチポイントの取組み、さらには地域問題を解決に導いてくれる地元企業の応援という意味では、ふるさと

納税の本来の趣旨に沿った取組みである。これをふるさと納税の趣旨に沿った取組みと言わずして何を言うのか、相手方の主張は失当である。

## (2) 地元産業、地域経済の活性化への波及効果は限定的という主張への反論

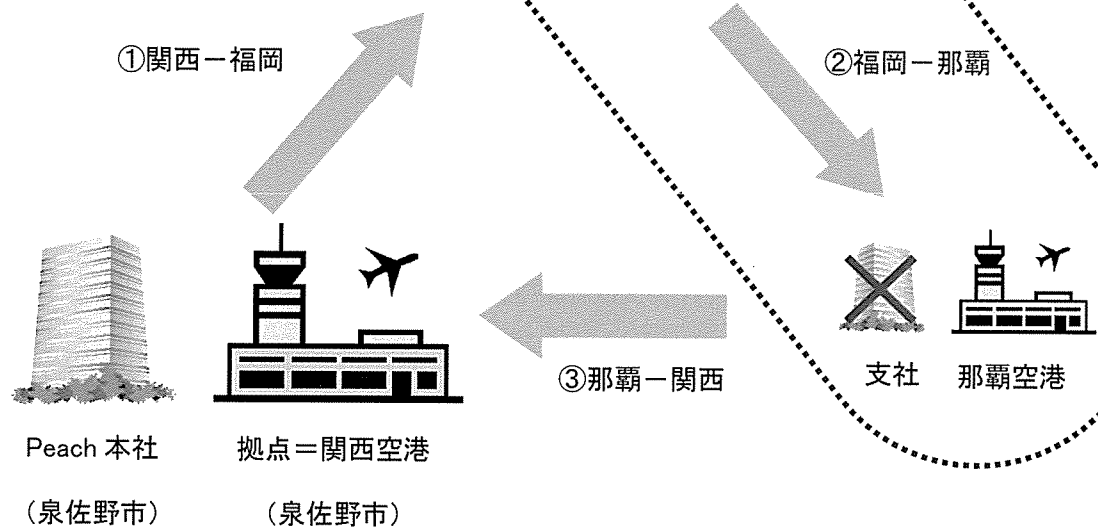
相手方は、ピーチポイントは「地元産業、地域経済の活性化への波及効果は限定的」と主張する。しかし、相手方は、何の根拠資料も示しておらず、この主張は何ら根拠がない。


また、現在は、札幌（千歳）、仙台、成田、沖縄（那覇）、そして関西空港と5つの拠点を持つPeachであるが、ピーチポイントを取組み始めた頃は、沖縄（那覇）拠点化の構想が持ち上がったくらいの段階だったため、関西空港以外の発着便は「沖縄（那覇）－福岡」「沖縄（那覇）－台北（桃園）」の2路線3便のみであった。また、拠点化といっても大手航空会社のように地方空港に大規模な支店オフィスや整備拠点がある訳でなく、現地早朝発の便を運航するために便宜上夜間駐機しており、本拠点は関西空港のみであるため、企業収益が他の拠点に分散されているものではなく、相手方の「地元産業、地域経済の活性化への波及効果は限定的」という主張は、PeachのようなLCCのビジネススタイルをよく理解していない主張だといえる。

また、ピーチポイントの取組みは、前述したとおり、関西空港だけではなく、多くの就航地（札幌、釧路、仙台、新潟、成田、愛媛、福岡、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄、石垣島）においても交流人口を増やし地域に経済効果をもたらしており、他の地方にも波及効果をもたらしているといえるため、この点においても地域活性化というふるさと納税の趣旨に沿った取組みといえる。

## Peach のフライトスケジュールの一例

- ① 1レグ…関西発—福岡着
- ② 2レグ…福岡発—那覇発
- ③ 3レグ…那覇発—関西着



- ・  の「②福岡—那覇」が関西空港以外の発着便の一例
- ・ 結果的に、ほぼすべての運航スケジュールが、関西空港離発着になる
- ・ 就航先の空港には、大手航空会社のように支社や整備拠点は置かない

## 第4 Amazon ギフト券のキャンペーン実施についての事情

### 1 Amazon ギフト券のキャンペーンを実施した経緯について

Amazon ギフト券のキャンペーンを実施した原因は、総務省が突然出してきた「地場産品規制」にある。

泉佐野市のふるさと納税の特徴は、寄附者のニーズに合った、多種多様な返礼品を提供したことで、これが人気の理由の一つであった。特産品資源の乏しい自治体では、本市と同様の取り組みを実施しているところも少なくなく、本市より返礼品の種類が多い自治体、返礼率が高い自治体は存在していたが、本市の一番の強みは、「寄附者を飽きさせない」ことにあった。泉佐野市では、ほぼ毎日新たな返礼品が追加された。また、その新たな返礼品は、トレンドをしっかり掴み、

いま人気のある返礼品、これから人気が出そうな返礼品など、しっかりとマーケティングを行って投入していった。その積み重ねが寄附者にリピートしてもらうことによって実績を上げてきた。この仕組みが、市役所だけでなく、協力事業者にもしっかりとノウハウが蓄積されており、市と事業者が両輪となり絶え間ない努力で「寄附者を飽きさせない」ふるさと納税に取り組んできた。これも地場産品資源の豊かな自治体との格差を埋めるための努力である。

泉佐野市が、このような手法をとった理由は、過去に抱いた危機感にあった。平成26年以降、ふるさと納税はブームを迎えるが、当時人気のあった返礼品は、「肉、米、カニ」の三種の神器と呼ばれる返礼品であった。本市が約4600万円の寄附を集めていた頃、こういった現状を目の当たりにし「このままでは全国の自治体との競争に負けてしまう」という強い危機感が生まれた。

一方、その頃、特産品資源の乏しい自治体でも動きがあった。岐阜県の各務原市、和歌山県の高野町が地場産品以外の返礼品を活用し寄附を伸ばし話題になっていた。泉佐野市もこの流れに乗り、地元の老舗焼肉店の仕入担当が目利きした「お肉」や地元の老舗スーパーのアイデアで実現したアサヒスーパードライ「市制70周年記念缶」など、様々な返礼品をキラーコンテンツとして投入していった。これが功を奏して、平成28年には、寄附額を前年の11億5千万円の3倍、約35億円に寄附額を伸ばし、平成29年には、全国初の寄附額100億円を突破し、約135億円の寄附を集め日本一になった。

しかし、その状況が一変した。相手方が、平成30年4月に発出した通知には、返礼品は「地場産品」が適切という技術的助言があった（甲12）。これは、泉佐野市を含め多くの地場産品資源の乏しい自治体にとって死活問題ともいえる内容であった。当然、多くの自治体は反発したが、総務省はこれまで同様、総務省にとって都合の良い意見だけを聞き、一方的な見解を自治体に押し付け、通知を守るよう圧力をかけてくるだけであった。

このような状況を受けて、泉佐野市は、同年6月に総務省市町村税課に出向き、「これまで総務大臣通知については、高額返礼品や資産性の高いものなど、納得のできるものは見直しをし、しっかりと対応してきた。しかしながら、地場産品

規制は、本市だけでなく、全国の特産品資源の乏しい自治体にとって不利な条件になり受け入れられない」という旨を伝えたが、総務省からは何の対応も回答もなかった。

そのような中、平成30年7月に、「見直さない自治体」として、本市を含む12の地方団体が実名を公表され、平成30年9月11日には、野田聖子前総務大臣がふるさと納税制度の見直し方針を打ち出した。返礼品もこれまでの技術的助言に沿って、「還元率3割以下」、「地場産品」を法律で規制するという内容であった。また、並行して総務省からは、平成30年11月1日までに返礼品を「返礼割合3割以下」、「地場産品」に見直しをするようにとの強い指導があった。

ここで問題になったのが、泉佐野市の返礼品は相手方が定義する地場産品以外のものが多かったため、地場産品規制に沿って見直しを行うと、協力事業者約140社の内、おおよそ80社が平成30年11月1日以降ふるさと納税の取組みに参画できなくなるということであった。当然、協力事業者からは、不安と不満の声があがり、中には、急に仕事が減ると倒産の可能性もあるとの悲痛な訴えもあった。他の自治体ではあまり考えられないことかもしれないが、本市は、6年以上もの長期間に渡ってふるさと納税に積極的に取り組んできたため、ふるさと納税による恩恵への依存度が高く、影響が大きい事業者も多かった。

泉佐野市としては、ふるさと納税の取組みは、市が税外収入を得るという目的のほか、地元企業、地場産業の育成・保護という面もあったので、そこを置き去りにして取組みを継続していくことは考えられないと判断し、引き続き総務省に対して、地場産品規制がもたらす影響と不公平を訴えていこうと考えた。また、同時に法制化されると地場産品以外の返礼品を出すことができなくなることから、協力事業者への影響を最小限にし、なるべくソフトランディングできるようキャンペーンを実施することにした。

## 2 「100億円還元！閉店キャンペーン」の狙い

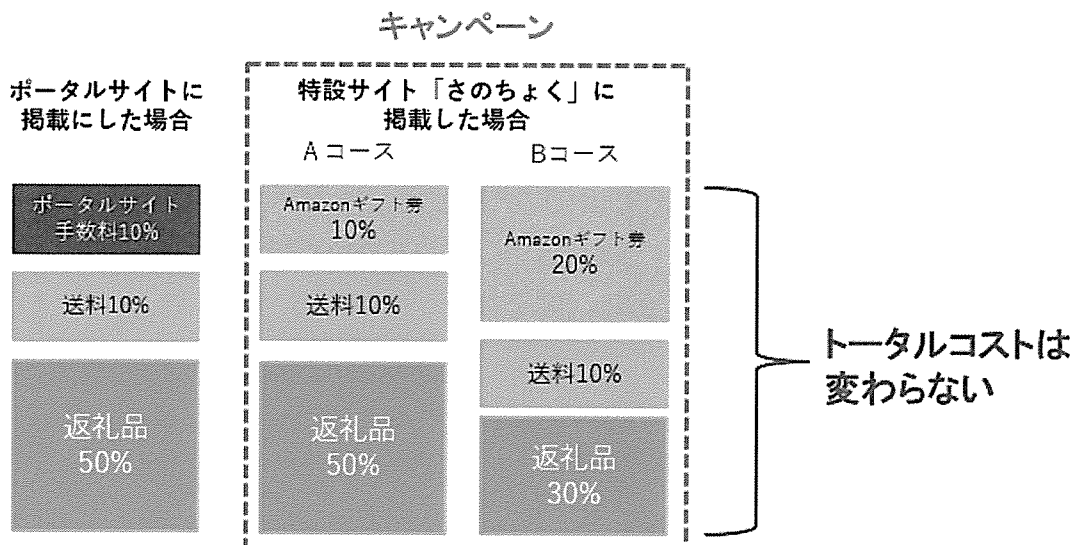
キャンペーンは、平成31年2月から5月までの間に計3回実施した。主な目的としては、前述したとおり、新たな制度（令和元年6月以降）では、ふるさと

納税の取組みに参画できない事業者が半数以上あったため、その救済のため、平成31年年度内の仕事（受注）を確保することであった。

2019年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     6/1 改正地方税法施行 (地場産品規制)                 </div>									
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 100%;">                         返礼品の配送を2019年5月以降に設定して この期間の事業者への受注を確保するよう努めた                     </div>									

その第一弾が「100億円還元！閉店キャンペーン」であった。内容は以下のとおりである。

- ① Aコース・・・ポータルサイトの手数料（約 10%）が要らない特設サイト「さのちよく」からの寄附に対し、Amazonギフト券 10%をプレゼント！
- ② Bコース・・・さらに、5月以降の配送に協力してくれた方には、さらに 10%の Amazon ギフト券を上乗せ（※ただし、返礼品の還元率は 30%）
- ①②による Amazon ギフト券の発行額が 100 億円に達したら終了



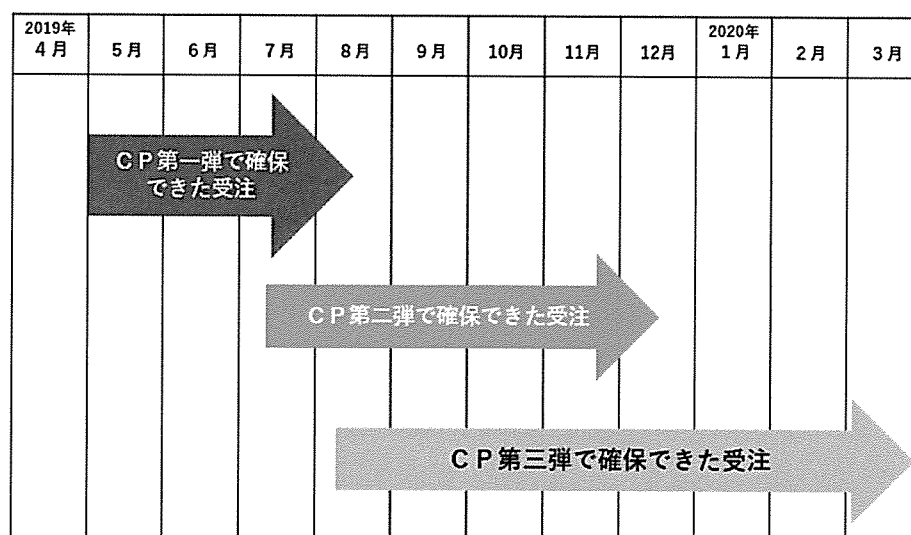


- ①Aコースは、特設サイト「さのちよく」の認知向上のための目的に実施
- ②Bコースは、事業者救済の目的で実施

①は、手数料のかからない市の独自サイト（特設サイト）「さのちよく」の利用促進を図り、今後経費のかかる民間ポータルサイトに依存することなく、なるべく寄附募集にかかる経費を削減するためのものであった。②は、事業者救済のため、なるべく先の受注を確保しソフトランディングできるよう、返礼品の配送を2019年5月以降で了承いただける方へのお礼として、さらに10%のギフト券を上乗せするものであった。

このキャンペーンは、もちろんインセンティブに魅力もあったが、2つのコースから選べるという“おもしろさ”，そして事業者救済という趣旨にも理解をいただき、本市の取組みに多くの賛同をえることができた。

その結果、「さのちよく」の認知も高まり、これまでは、ポータルサイト経由の寄附が9割を占めていたが、キャンペーン時には、7割以上が、「さのちよく」からの寄付申込になり、また、事業者救済についても夏くらいまでの受注を一定確保することができた。その後、第二弾では、夏以降、年末までの受注を確保するため、第三弾では、主には、秋から年明け以降の受注を確保するため、キャンペーンを実施した。



キャンペーン実施の結果、2019年度の受注を一定量確保することができた

ため、直ぐに協力事業者の事業計画に影響がでるようなことは回避することができた。また、キャンペーンで受領した寄附の活用として、ふるさと納税に参画できない事業者をはじめ、市内の事業者の、新たな事業へのチャレンジを応援する補助金制度の設立も検討している。

### 3 Amazon ギフト券を採用した理由

ふるさと納税申込みのピークは、秋から年末にかけてである。今回キャンペーンを実施したのは、2月から5月ということで、1年で1番寄附者が動かない（寄附が集まらない）時期になる。まずは、その寄附者が動かない時期に如何にしてキャンペーンに賛同してもらうのかという点が問題であった。

返礼率を上げることも検討したが、返礼品の返礼率は50%が標準的だと泉佐野市は考えていたため、キャンペーンに協力いただくインセンティブとして返礼品とは別に何か「プレゼント」を付けることを検討した。

プレゼントの候補として、①泉州タオル、②ピーチポイント、③旅行券、④Amazon ギフト券、など様々なものが出た。この候補の中から、行政運営の根幹である、「最小の経費で最大の効果」（地方自治法第2条14項）を達成できるものは何かを検討した。①は、年末にすでに実施していたが、インセンティブになり得るような動きは無かった。②は、利用者が限定されるため、不相当と判断した。③は、チケットを送付する必要があるため、郵送料が発生するうえ手間もかかり、コスト的に不相当と判断した。一方、④のAmazon ギフト券は、発行手数料は無料、第一にバウチャーをメール送信できるため送料もかからず、また人的な作業を介する手間が省け、低コストで実施できるため、Amazon ギフト券を選定した。また、Amazon は、インターネットのショッピングサイトとしては、日本でもナンバー1のシェアを持っているため、広く多くの方をターゲットとしてのインセンティブとしては最適と判断した。「最小の経費で最大の効果」を達成できるプレゼントであると判断した訳である。

Amazon ギフト券を利用したキャンペーンについては、年末にふるさと納税ポータルサイト「さとふる」が実施したキャンペーンを総務省が批判したため、マスコミ各局が、「総務省への当てつけ」「総務省を挑発している」などとの報道

があったが、泉佐野市としては、そのような意思は全くなく、上記のような検討をした結果、キャンペーンの「プレゼント」、寄附者を動かすインセンティブとして一番適当であると判断したため採用した。

さらにいえば、泉佐野市としては、寄附を集めることと総務省に対して意見を伝えることは別と捉えていたので、キャンペーンを「国 VS 泉佐野市」として取り上げるマスコミ各局には、キャンペーンはあくまでも事業者救済のために実施しているのであって、総務省への当てつけなどという理由でキャンペーンを実施している訳では無い旨再三伝え、否定してきたが、マスコミが面白可笑しく取り上げ、思わぬ評価を受けてしまったことについては、非常に残念だと考えていた。

## 第5 「他の地方団体に多大な影響を及ぼす」という要件に該当しないこと

相手方は、本件告示2条3号に定める「他の地方団体に多大な影響を及ぼすような寄附金の募集」を行っていないという審査申出人の主張に対し、泉佐野市の寄附金受入額を全国の他の自治体の寄附金受入額と比較し、その占める割合が大きいことを理由にあげ、「他の地方団体に支出されるべき寄附金を自らの団体に招来させ、他の地方団体に多大な影響を与えたことの証左に他ならない。」と主張する。しかし、再答弁書25項に示されている寄附金受入額は、ただ単に全国と泉佐野市の寄附金受入額の推移を示しているだけで、「他の地方団体に多大な影響を及ぼす」に関して何ら因果関係を証明する根拠とはなっておらず、意味の無い資料であって、相手方の上記主張は当たらない。

また、相手方は、同じく「他の地方団体に多大な影響を及ぼす」ことについて、都市部の地方団体における税収が減少していることを述べたうえで、「現に、都市部の地方団体においては税収が減少する傾向がみられているのでありこれは、主観的な価値観や感覺的判断ではなく、証拠によって裏付けられた客観的な事実である。」と主張する。しかし、相手方が再答弁書に記述する数値は全国の税控除が行われた額を都道府県ないし市町村別に表記しているだけで、「客観的な事実」は、ふるさと納税制度の上限範囲内の税収が都市部の自治体から地方の自治体に移動されているという事実のみである。何ら、泉佐野市が「他の地方団体に多大な影響を及ぼす」に関して

の因果関係を証明する何らの根拠にもなっておらず、相手方の主張はやはり当たらない。

また、都市部の地方団体のふるさと納税制度への批判は、寄附募集の方法が「制度の趣旨」に適合しているか否かではなく、ふるさと納税の影響による自己の自治体の税収減少を問題視しており、ふるさと納税制度の存在自体に批判的な意見をもっていると思われる。ふるさと納税制度は、そもそも首都圏一極集中による都市部と地方の税収の不均衡を是正するために導入されたことから、都市部の地方団体から地方の自治体へ税が移し変えられることは制度上予定されていることからすれば、総務省は、ふるさと納税に取り組む自治体に規制をするのではなく、制度存続のため都市部の地方団体にふるさと納税の制度について理解してもらえるよう絶え間ない努力をすることが必要ではないかと考える。

また、地方団体間の税収の奪い合いについては、個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限が所得割額の20%までに限定されているから、この点で歯止めがあるのであり、逆にいえば、他の地方公共団体に対する影響は、そこまでは正当な競争の範囲内として許容されていたのである。法律的に許容されていたのに、「他の地方団体に多大な影響を及ぼす」などといって、事後的に不利益に取り扱うことは、許されない（甲43の5頁参照）。

## 第6 乙37の2のデータには基準違反の自治体が含まれていること

### 1 乙37の2のデータには基準違反の自治体が含まれていること

相手方は、乙37の2を根拠にして、返礼割合3割以下かつ地場産品の返礼品を提供して募集を行った地方団体の平成30年度1年間の寄附金額は、最大でも年間50億円であったとして、50億円超を「著しく多額」とした（甲16の3枚目）。これは、総務省が実施した調査に基づく数値である。

しかし、総務省が実施した調査に対し、「返礼割合3割以下」及び「地場産品」の基準を遵守していると回答しながらも、実態としては遵守していない自治体が多く見受けられる。

例えば、山形県天童市は、1万円以上の寄附に対し、返礼品とは別に「将棋駒

ストラップ」をプレゼントしていた。この「将棋駒ストラップ」は、市価で1,000円程度ではあるが、返礼品とは別で渡すものであるため、これを返礼品として換算すると返礼割合は3割を超えていると考えられる（後述する）。この取組みは、改正地方税法の施行日以降の令和元年6月30日まで実施されていた。

また、意見陳述の場において、池田達雄企画課長（以下「池田課長」という。）が、本市の質問に対し優良自治体の例として挙げた北海道上士幌町においても、後述の通り、平成30年11月以降も返礼割合が3割を超えている返礼品が提供されていた可能性がある。

このように、総務省が保有する情報は、自治体の自己申告に基づき、また、それについて総務省が特段の調査をすることなく収集されたものであって、信用性に欠けるものである。相手方が「著しく多額」の要件の基準策定の根拠としたデータは、このような杜撰な調査によるものなのである。結果的には、うまく立ち回った自治体は、「返礼割合3割以下」及び「地場産品」の基準を遵守していなかったにも関わらずふるさと納税対象団体に指定され、泉佐野市のように、正直に申告した自治体や総務省に対して異を唱えた自治体が不指定になるという、まさしく「正直者がバカを見る」という事態が生じている。

なお、池田課長は、自由質疑の回答において北海道上士幌町の紹介の際、「肉も少しはあるのですが、ジェラートが・・・」と述べていたが、当該町は、いわゆるふるさと納税三種の神器と言われた「肉、カニ、米」のうち、「肉」が人気だった代表的な自治体である。当該町には、公共牧場としては日本最大の「ナイト高原牧場」があり、「ナイト和牛」をふるさと納税の返礼品として提供し、平成26年は、寄附金受入額約9億5千万円で全国3位の実績があり、その後も引き続き上位に位置している自治体である。池田課長は、当該町の返礼品について、ジェラートが返礼品としての元々中心的存在であったかのように誤解させるような表現をしていたが、当該町のふるさと納税は、肉が人気になり、その後ジェラートなどの乳製品のブランド化に成功した事例である。このように地方の現場を知らない者がふるさと納税の法改正に関わってしまうため、「地場産品規制」という、不公平な規制を作ってしまうことに繋がっているのではないかと考

える。

また、このような、総務省のずさんで現場の状況を認識していない対応の積み重ねが、国と地方の信頼関係を失わせ、今回のような、ふるさと納税を巡る様々な混乱を招いているのではないかと考える。

## 2 乙37の2のデータが誤りであることの詳細例

以下の通り、①山形県天童市は、平成30年度において、「返礼割合3割以上」の返礼品を提供して募集を行っていたと考えられる。また、②北海道上士幌町は、平成30年度において、「返礼割合3割以上」の返礼品を提供して募集を行っていた可能性がある。

### < ①山形県天童市 の詳細 >

○「天童市ふるさと納税特設サイト」より

URL：<https://furusato-tendo.jp/news/>

## 新着情報

すべて

特典情報

市からのお知らせ

メディア情報

2019/06/25

### 市からのお知らせ 将棋駒ストラップ終了のお知らせ

ご寄附いただきました皆さまに、ご希望に応じて贈呈しておりました将棋駒ストラップ等について、2019年6月30日をもって終了させていただくことになりました。なにとぞご了承くださいませようお願い申し上げます。

2019年6月30日まで、寄附者に対し、通常の返礼品に加えて「将棋駒ストラップ」が提供されていた。

なお、「将棋駒ストラップ」の市価は、約1,000円前後である。

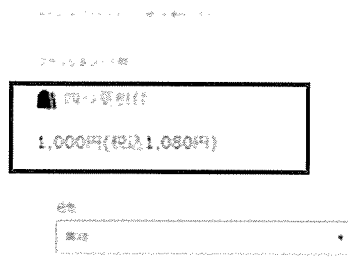
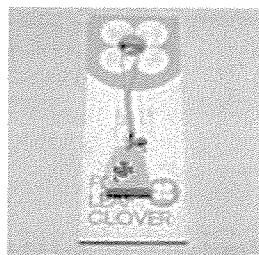
○提供されていた「将棋駒ストラップ」の一例

天童将棋駒の製造販売「ホリコシ」様のwebサイト

URL：<http://www.shogi-horikoshi.com/?pid=130610826>



株式会社ホリコシは、天童市に1947年創業の将棋駒の専門店  
 将棋用品・将棋文化用品の製造販売の専門店です。品質優良商品を求め、天童産品のみ  
 を採用しお客様に最高の商品を提供してまいります。



例:10,000 円の寄附の場合

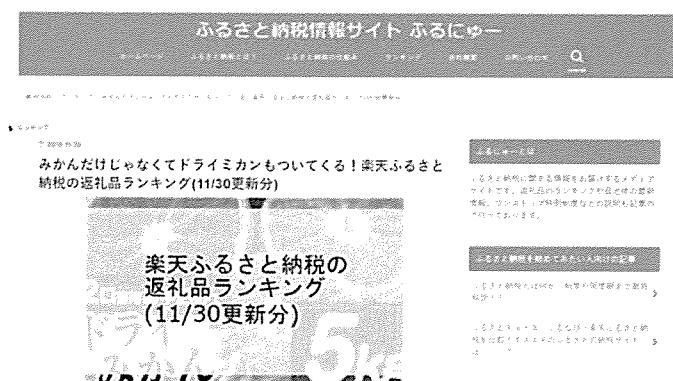
返礼品 3,000 円(30%)+将棋駒ストラップ 1,000 円(10%)=合計 40%の返礼割合

## <②北海道上士幌町の詳細>

### ○事例1「アイスクリーム」

#### 昨年末時点の掲載状況

以下は、ふるさと納税情報サイト「ふるにゅー」による、「楽天ふるさと納税」返礼品ランキング（2018年11月30日時点）の情報のとりまとめである。



つまり、北海道上士幌町が2018年11月30日時点で「楽天ふるさと納税」に掲載していた返礼品情報ということになる。

53	【ふるさと納税】厳選有田みかん「未来への虹」10kg 送料無料 産地直送 (旧名称)有田みかんてんこ盛り	12,000 円	和歌山県有田市	<a href="#">返礼品のページを見る</a> <a href="#">行く</a>
54	【ふるさと納税】【総1層増量→計3層】日本初の無殺菌で育った種卵の厚焼く3層>計350g以上！真空パックでおいしさそのまま！【山田水産】 A0-001	10,000 円	鹿児島県志布志市	<a href="#">返礼品のページを見る</a> <a href="#">行く</a>
55	【ふるさと納税】ドリームヒル よくばりアイスクリームセット<100ml×14ヶ> \ 累計19万セット突破！	10,000 円	北海道道上士幌町	<a href="#">返礼品のページを見る</a> <a href="#">行く</a>
56	【ふるさと納税】いちご「あまおう」<270g×4パック>※1月～3月発送予定	10,000 円	福岡県筑後市	<a href="#">返礼品のページを見る</a> <a href="#">行く</a>

返礼品名：

ドリームヒル よくばりアイスクリームセット<100ml×14ヶ>

寄附金額 10,000 円

### 現在の掲載状況

以下は、「楽天ふるさと納税」北海道上士幌町ふるさと納税サイト

URL：<https://www.rakuten.co.jp/f016331-kamishihoro/>

現在（2019年7月25日時点）の掲載状況

返礼品名：

ドリームヒル よくばりアイスクリームセット<100ml×14ヶ>

寄附金額 15,000 円

以上のように、昨年末時点、寄附額 10,000 円で提供されていたものが、

現在は、寄附額 15,000 円で提供されている。



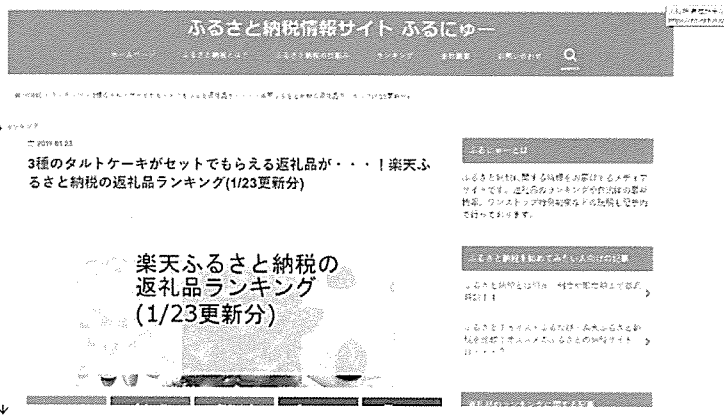


つまり、現在の寄附額 15,000 円について返礼割合「3割」とすれば、  
 昨年末時点の寄附額 10,000 円については、返礼割合「3割以上」ということになる。

○事例2 「ナイタイ和牛」

昨年末時点の掲載状況

以下は、ふるさと納税情報サイト「ふるにゅー」による、「楽天ふるさと納税」返礼品ランキング（2019年1月23日時点）の情報のとりまとめである。



つまり、北海道上士幌町が 2019 年 1 月 23 日時点で「楽天ふるさと納税」に掲載していた返礼品の情報ということになる。

16	【ふるさと納税】FY18-847【先行予約】 フルーツ定期便 少量食べ盛りセット (5 回)	40,000円	山形 県山 形市	<a href="#">返礼品のページを見る</a> ☑
17	【ふるさと納税】アトリエジ特製 こだ わりタルトの贅沢3点Dセット【苺Wチー ズ+モンブラン+キャラメル】	35,000円	長崎 県南 島原 市	<a href="#">返礼品のページを見る</a> ☑
18	【ふるさと納税】十勝ナイタイ和牛 焼肉 三昧セット<計800g>	30,000円	北海 道上 士幌 町	<a href="#">返礼品のページを見る</a> ☑
19	【ふるさと納税】ピエトロの「スパゲテ ィ(麺)」(500g×20袋) (10セット) パスタスパゲッティ 10kg	27,000円	福岡 県古 賀市	<a href="#">返礼品のページを見る</a> ☑

返礼品名：

十勝ナイタイ和牛 焼肉三昧セット<計 800g> **寄附金額 30,000 円**

## 現在の掲載状況

以下は、「楽天ふるさと納税」北海道上士幌町ふるさと納税サイト

URL：<https://www.rakuten.co.jp/f016331-kamishihoro/>

現在（2019年7月25日時点）の掲載状況

The screenshot shows a product listing on the Rakuten Furusato Nohoku website. The main product is '【ふるさと納税】十勝ナイタイ和牛 焼肉 三昧セット<計800g>' (Furusato Nohoku Tenjin Naitai Wagyu Beef BBQ Set, total 800g) priced at 40,000 yen. The listing includes a description: '上士幌町産の5・4等級の黒毛和牛、それが「十勝ナイタイ和牛」。年間出荷頭数が約120頭と、希少性が高いブランド牛をふるさと納税向けにご提供します。' (We provide high-quality Tenjin Naitai Wagyu beef from Kamishihoro, which is 'Tenjin Naitai Wagyu'. The annual production volume is about 120 heads, making it a scarce brand of beef provided for furusato nohoku). The listing also shows a return gift icon and a '寄附金額 40,000円' (Contribution amount 40,000 yen) box. Other navigation elements like 'お礼の品 一覧' and 'お礼の品力アップ' are visible on the left side.

返礼品名：

十勝ナイタイ和牛 焼肉三昧セット<計 800g> 寄附金額 40,000 円

以上のように、昨年末時点、寄附額 30,000 円で提供されていたものが、

現在は、寄附額 40,000 円で提供されている。

↓

つまり、現在の寄附額 40,000 円が返礼割合「3割」とすれば、

昨年末時点の寄附額 30,000 円については、返礼割合「3割以上」ということになる。

三 相手方の対応は「地方団体の自主性及び自立性を尊重する」という地方自治法の基本的な考え方に反している

相手方の陳述書2頁によると、地方税法の改正は、全国各地の地方団体の長から返礼品に関するルールを設けるべきである旨の声が寄せられるようになり、それを受けて、制度本来の趣旨に反する募集を行う地方団体に対し、繰り返し見直しを求める通知を発出し、多くの地方団体は募集の方法を見直したものの、一部の地方団体が依然として趣旨に合わない返礼品を提供し続け、かつ、多額の寄附金を獲得しており、法

制度としての改善の必要性が顕著なものとなったため、総務省は多くの自治体から不公平な状況を改善してほしいとの声を受けて、今回の法改正に踏み切ったとのことである。

しかしながら、泉佐野市に対しては、総務省の一方的な見解に基づく技術的助言や法改正への反対の声が沢山届いている。総務省が怖いので自治体名を公表しないようにと依頼されているため、名前を出すことは控えるが、平成30年9月の記者会見以降、全国各地の自治体から「国に負けないで頑張っ欲しい」、「国にしっかり訴えて欲しい」、「泉佐野にだけ矢面に立たせて申し訳ない」、「泉佐野市が最後の砦」などと、数多くの応援や励まし、激励の言葉を受けている。なぜ総務省が怖いのか、なぜ名前を出すことができないのかというと、自治体は総務省からの嫌がらせを恐れているからである。これまでも技術的助言に従わない自治体には、総務省から「交付税を減らす」という不利益取扱いをする旨の告知があったことも事実であるし、実際に、平成31年3月には泉佐野市を含む4団体の特別交付税が減額された。総務省からの不利益取扱いが現実のものとなり、これまでもそうであったが、これによってさらに自治体は、ふるさと納税に関して総務省に批判的な意見を言えなくなった。総務省が証拠として提出している、全国市長会及び全国町村会から出されている「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（乙15、19）についても、総務省の意向に逆らうことができないために出されたものではないかと考えられる。泉佐野市は、泉佐野市のみ利益のために相手方に対して意見を言っている訳ではなく、そういった声なき声を広く多くの方に知ってもらい、多くの方にふるさと納税の問題を考えて欲しいと思い、これらの自治体の代表として意見を言うため訴えてきた。泉佐野市は、今回のふるさと納税を巡る問題は、泉佐野市個別の問題ではなく、全国の自治体の問題であると考えている。

勿論、泉佐野市に対して批判的な意見を持っている自治体もある。しかしながら、上述の通り、総務省に対しての批判的な意見はなかなか表には出ないため、泉佐野市だけが総務省に抗っているようなイメージを持たれがちであるが、そうではない。

また、泉佐野市に対して批判的な自治体があるとのことであるが、それぞれの自治体の置かれている立場によって、様々な意見がある。元々自らの意思でふるさと納

税に参加をしない自治体もあれば、参加をするが返礼品を提供しない自治体もある。また、積極的にふるさと納税に取り組む自治体もあれば、取組みに消極的な自治体も少なくはない。さらには、返礼品を提供する自治体において、総務大臣の通知を早くから守ることを選んだ自治体もあれば、泉佐野市のように総務省の意向に最後まで疑義を唱えた自治体もある。

しかも、総務大臣の通知に従った自治体も、自らの判断とはいえ、納得して従った自治体ばかりではない。特にふるさと納税を一生懸命頑張っている自治体のほとんどは、納得して従った自治体は皆無と考える。また、泉佐野市以外にも山形県知事、滋賀県近江八幡市、群馬県草津町、三重県鳥羽市など（それ以外は報道になっていないので名称は挙げられない）の多くの自治体は、総務省のあまりにも一方的な見解の押し付けに異を唱えた。しかし、総務省から直接指導を受けるなどして、通知に従わされたというのが事実である。今回、審査申出をしたのは、泉佐野市に対する不指定という関与であるが、このような違法な自治体への関与が繰り返されていたというのが実態であり、総務省が「ご理解をいただき見直していただいた」ということは事実ではなく、やむを得ず泣き寝入りしたというのが真実である。

総務省は技術的助言に従わない自治体を「悪」であるかのように扱い、実名を公表し（乙21の10）、世論に刷り込みをしてきた。また、見直しに従わせた推移をグラフで表し、自分たちの成果であるかのように公表してきた。総務省は、このような見せしめ的手段をも使い、技術的助言に従わせてきたのである。そして今回、総務省が主導して一方的に法改正したことについても自治体は、大きく混乱し困惑しているが、総務省による報復を恐れ、真実の声をあげられないのが実情である。

周知のとおり、多くの自治体は、国が配分する地方交付税に頼らざる得ない現状である。その地方交付税を握っている総務省に対して真正面から盾突くことは、正直なところ、極めて難しいことである。突然交付税を減らされ、ふるさと納税には参加させてもらえず、泉佐野市も今回それを嫌と言うほど痛感した。

今回のように総務省の意に沿わない自治体は、ふるさと納税に参加させない、交付税を減らすというような制裁措置がまかり通れば、地方自治体は益々本当の声を上げられなくなり、真の地方分権、地方自治が実現できないと考える。

総務省は、自分たちにとって都合のいい声だけを聞き、自分たちの都合の良いように制度を作り変えてしまい、泉佐野市のように意に沿わない意見を訴える自治体には耳を傾けるどころか見せしめに排除してしまおうとしている。このような相手方のダブルスタンダードの対応は、地方自治を軽視しているばかりか、恐怖政治そのものといっても過言ではないと考えている。相手方の対応は、地方団体の自主性及び自立性を尊重するという平成12年改正の地方自治法の基本的な考え方に反しており、違法である。

#### 四 総括

本書にて重複して指摘していないが、審査申出人は、重要な指摘・主張を、これまでも行っている。それら主張・立証、先般の意見陳述における双方の説明を総合すれば、相手方が行った本件不指定の違法性・不当性が、白日の下に晒されたとさえいえる。

よって、貴委員会におかれては、本件不指定の違法性・不当性を認定していただき、審査申出の趣旨のとおり、判断を下されるよう、本書をもって改めて強く要望する次第である。

以上